

津島市議会先例集（抜粋）

第6章 質問及び質疑の回数

第1節 《一般質問》

1 一般質問の通告は、所定の通告書をもって招集日の翌日正午迄に行うのを例としていたが、招集日の翌日午前 11 時迄に行うのを例とする。（平成 30 年 11 月 20 日議会運営委員会）

（事 例）

（1）通告の受付開始をそれまでの開会後から議会運営委員会終了後に繰り上げた。
（平成 14 年 2 月 28 日議会運営委員会）

2 一般質問の通告期限を繰り上げたことがある。

（事 例）

（1）衆参同時選挙（昭和 61 年 7 月 6 日）の関係で、例年より早く招集され会期も短くしたことにより、通告期限を招集日の正午とした。
（2）水曜日開会、翌週火曜日一般質問、その間の日曜日が市制施行記念式とヒアリングの時間に余裕がないことから、通告期限を 3 日間繰り上げた。併せて当初予算案（全会計）のみ、議案配付を 2 日間繰り上げた。（平成 27 年 1 月 16 日議会運営委員会）

3 一般質問の発言の順序は、質問通告書の提出順とする。

（平成 20 年 5 月 27 日議会運営委員会）

一般質問通告の受付開始について、「議会運営委員会終了後の 10 分間」は、通告（質問順位）1 番を希望する議員の提出時間とする。この際、1 番を希望する議員が複数ある場合は、「くじ」で決め、2 番以降の通告（質問順位）も決定する。

（平成 30 年 11 月 20 日議会運営委員会）

4 一般質問は、市政に関して執行機関に対し問い合わせ質すものであるから、議長に対する質問はこれを許さない。

5 登壇での 1 回目の質問は包括方式で、本人自席での 2 回目以降の質問は一問一答方式（平成 20 年 7 月 30 日議会運営委員会）としていたが、**質問席設置に伴い、質問席からの質問（一問一答方式）を行うこととした。**（平成 28 年 11 月 22 日議会運営委員会）

6 質問時間は、答弁を含め 60 分を目途とする。（平成 20 年 7 月 30 日議会運営委員会）

7 一般質問のヒアリングの終了期限は、通告締切日の午後 5 時までとする（平成 21 年 11 月 24 日議会運営委員会）

8 関連質問は自席で 1 人 1 回に限る。

9 質問席について（平成 28 年 11 月 22 日議会運営委員会）

①一般質問は、質問席で質問を行う。

議員移動順序は次のとおり。

議長から質問議員に対し発言許可（○○君の発言を許します）→

質問議員は質問席へ移動（議長〇番〇〇と発言）→質問開始（質問時起立・答弁時着席）質問終了→質問議員は自席へ移動（着席）

②質問席及び演壇席の水差しは、設置しない。議場への持ち込みは、お茶又は水で、容器はペットボトル又は水筒とし、紙コップの持ち込みは不可とする。（令和2年8月21日議会運営委員会）

ただし、市長の施政方針説明は相応の時間がかかる見込みのため、演壇席に水差しを置くことを了承する。（令和4年5月24日議会運営委員会）

③質問発言時は起立、当局答弁時は着席することを確認した。

④関連質問・緊急質問及び質疑・討論は、従来のとおり自席から発言する。

委員長報告は、従来のとおり演壇席から発言する。

⑤質問発言時間の開始は、議員が質問席にて「議長〇番」と発言した後、議長が「〇番〇君」と指名した時から開始する。

なお、このタイミングから表示モニターのカウントダウンが始まる。

⑥その他

- ・質問議員（質問席）の撮影時、背景に写る議員に配慮する。
- ・質問の補助手段としてパネル等を使用する際は、事前に議長の許可を得る。
- ・質問に入る際は、直近の議会又は、前に質問したい議員へ配慮するため、他の議員が質問したことを前置きして発言する。（令和2年第4回定例会）

⑦新型コロナウイルス感染症対策

- ・質問席、演壇席及び議長席に飛散防止のアクリル板を設置。アクリル板設置後の質問席、演壇席及び議長席での発言は、マスクを外しての発言を可とする。（令和2年8月21日議会運営委員会）

- ・一般質問における議員の出席について、議員番号の奇数と偶数に分けて出席を制限することとする。（令和3年1月13日議会運営委員会）

また、議案番号が奇数の議員が出席する場合は、質問者と次の質問者が、議員番号が偶数の議員が出席する場合は、質問者と次の質問者及び状況に応じて議長会派の議員1人も出席する。（令和3年2月17日議会運営委員会）

10 一般質問の通告締め切り以後に、通告書の写しを議員控室の文書箱に配付することとする。（令和元年8月20日議会運営委員会）